

## 静岡県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年2月18日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 渡 瀬 典 幸  
静岡県監査委員 大 石 哲 司

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
知事直轄組織デジタル戦略局電子県庁課	令和3年10月4日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 給与システムの不適正な改修 3 内 容 デジタル戦略局電子県庁課は、平成30年度に給与システムの改修を委託した際、業務完了後の確認が十分でなく、受託者が実施した改修の内容が不適正であることに気付かなかった。このため、当該不適正な改修の修正のために約255万円の費用負担が生じるとともに、システム不具合により、平成31年4月から令和2年10月の間に共済組合の資格を取得した職員1,312人に係る掛金等141,664,842円が過少に算定されていた。	
<b>【措置の内容】</b> 本事案発生の原因は、受託者において改修が及ぼす影響をシステム全体にわたって点検すべきところを、改修した部分以外に影響はないと判断したこと、また発注者である県側においても改修対象とは別の機能に影響が出ることを予見できず、テスト範囲を限定してしまったことにあります。あわせて、事務担当課に対し、例月給与計算の処理結果を確認する仕組みの周知が十分でなかったため、発覚が遅れました。 改善措置として、令和2年9月から12月までに、システムの不具合を修正するとともに、掛金等の正当額を計算しました。また、過少となっている掛金等については、不具合の影響を受けた職員より令和3年3月までに納付を完了しました。 今後の防止策として、システムを改修する際の指針とするため、電子県庁課と事務担当課で運用に則してテストや確認すべき事項を定めたマニュアルを令和3年3月に策定しました。あわせて、事務担当課が確認事務を効率的に行えるように、例月給与計算の処理結果をシステムからデータ出力するための手順を令和3年6月に周知しました。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機管理部総務課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 標準報酬月額算定のための手当金額の報告における記載誤り</p> <p>3 内 容 危機管理部総務課は、岩手県山田町及び大槌町への派遣職員延べ12人に係る標準報酬月額算定のための手当金額の報告において、平成27年6月から令和2年7月までの間、災害派遣手当を誤って報酬に含め、地方公務員共済組合費が過大に積算されたため、同組合から該当職員及び県への還付額は2,557,949円となった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、制度改正時に担当職員、チェックを行うべき他の職員ともに、標準報酬月額算定における災害派遣手当の取扱いに係る法令等を熟知していなかったことにより生じたものです。</p> <p>また、以後も、報告に係るチェックを受ける書類に根拠法令等の添付がなく、ダブルチェックが機能していなかったことで、記載誤りが長期化しました。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>記載誤り発覚後、直ちに所属内において情報共有を図り、関係法令等を改めて確認するとともに、起案書類には根拠法令等を添付することを徹底し、ダブルチェックが機能する体制としました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機管理部危機情報課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」活用への取組</p> <p>3 内 容 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」は、緊急防災情報の提供手段の多重化、地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援などを目的として令和元年6月から運用されています。その後、機能の拡充に取り組み、令和元年度には外国人県民に向けて多言語化を行い、令和2年度には自主防災組織の災害対応力の強化を図るため「地域防災力見える化システム」を構築し、避難所における感染症対策として非接触型避難所運営支援機能等を追加しています。</p> <p>しかし、自主防災組織において、「地域防災力見える化システム」を実際に活用できる体制が構築されておりません。非接触型避難所運営支援機能についても、防災訓練で活用した市町が有効性について確認していますが、実際の活用は避難所を運営する各市町の取組にかかっており、十分な活用が行われていない状況です。また、外国人県民の利用実態も明らかになっていません。</p> <p>防災アプリは、災害時における防災情報伝達手段に留まらず、自助・共助の取組強化など、平常時に防災対策を講じる上での有効なツールであると考えます。</p> <p>近年の台風や土石流等の災害の状況を踏まえ、県は市町や自主防災組織、多くの県民に対し、本アプリの機能の有用性を周知し、より一層利用者の拡大を図ってください。</p> <p>特に、自主防災組織については、市町と連携して、全ての自主防災組織で活用できるよう早急に取り組んでください。</p> <p>あわせて、多言語化したアプリの外国人県民による利用状況を把握・分析するとともに、様々な方法で外国人県民の利用拡大に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>防災アプリに新たに搭載した「地域防災力見える化システム」及び「非接触型避難所運営支援機能」は、新型コロナウイルスの感染状況の落ち着きとともに、一部の市町で自主防災組織役員を対象とした防災研修会等が開催され始めたことから、こうした機会を積極的に活用し、当該機能の活用目的や操作方法等について、丁寧に説明を行っています。</p> <p>また、多くの県民の皆様には、地域で行われる防災訓練での活用や、県広報媒体、各種業界紙等での広報を通じて、防災アプリの機能と有効性を周知し、平時、非常時での有効活用を呼び掛けています。</p>	

さらに、多言語化した防災アプリの外国人県民による利用状況について、県が外国人県民に対して情報発信しているFacebookを活用して、11月にアンケート調査を行いました。回答があった60人のうち、各種防災アプリを利用している方は41人（約7割）、このうち県防災アプリを利用している方は26人（約6割）という結果でした。

今後、外国人県民の利用拡大に向けて、関係部局と連携し、外国人を雇用する企業や外国人コミュニティ団体での防災出前講座等を実施し、防災基礎知識の習得とともに防災アプリの利用を案内し、利用者の拡大を図っていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機管理部原子力安全対策課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 原子力発電所の安全対策への取組</p> <p>3 内 容 平成28年3月に県が策定した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」の実効性の向上を図るため、避難先となる県内市町及び県外避難先12都県、349市区町村と協議を進めるなど、関係11市町の避難計画の策定を支援した結果、令和元年度末までに9市町の避難計画が策定されていますが、藤枝市と焼津市の両市については避難計画が未策定の状況です。市町の避難計画が未策定の状況では住民の円滑な避難につながらないおそれがあることから、早急に避難計画を策定するよう両市の支援をしてください。</p> <p>社会福祉施設の避難計画策定については、令和2年度よりガイドライン作成に向けた検討が行われ、本年度にはガイドライン作成が予定されており、今後早期の避難計画の策定を支援してください。一方で、医療機関の避難計画の策定については、受入施設の確保や搬送手段などの課題があり遅れているということですが、広域避難計画と同様に計画がなければ円滑な避難ができないおそれがあることから、早急にガイドラインを作成し、避難計画の策定に向けた支援に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>福島第一原子力発電所の事故を受けて、県は、平成28年3月に災害発生後おおむね1か月間の避難先や避難方法の大枠を定めた浜岡地域原子力災害広域避難計画を策定し、この計画を踏まえて、原子力災害対策重点区域に所在する11の関係市町が避難計画の策定、充実に取り組んでいます。計画策定に当たっては、避難先の自治体の了解が必要であることから、県と関係市町は避難先自治体との調整を精力的に行ってきました。</p> <p>計画策定に至っていない焼津市と藤枝市については、避難先となっている神奈川県から、十分な駐車場の確保が困難なので、自家用車の乗り入れをできるだけ減らすように要請されています。このため、避難途中の静岡県内に避難者が自家用車を一時的に預け、あらかじめ準備したバスなどに乗り換えて避難先に向かうための駐車場所を確保できるように、県が主体となって関係者と調整を進めています。</p> <p>また、県外において避難者に所定の避難先を案内する「避難経由所」の選定についても、神奈川県との御協力を頂きながら、関係する施設や市町村との協議を続けています。</p> <p>焼津市、藤枝市と共に調整先を個別に訪問し、また、コロナ禍の現在においてもオンライン会議を</p>	

活用して、引き続き協議を進め、焼津、藤枝両市の計画が早期に策定できるように、支援をしていきます。

静岡県地域防災計画により、浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（31 k m圏内）に位置する病院や社会福祉施設等の施設管理者は原子力災害時における避難計画を策定するものとされており、県は、国や関係市町と連携し、これを支援するものとしています。

社会福祉施設等の避難計画策定のためのガイドラインについては、今年度中に作成する予定であり、ガイドラインの作成後、関係市町と連携して、避難先となる候補施設のリストアップ、計画策定についての施設管理者への周知等を進め、施設の計画策定を支援していきます。

また、病院の計画については、今年度の事業成果を流用しつつ、病院特有の課題などについては、来年度以降、具体的な対応を検討していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
経営管理部行政経営局人事課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 職員のコンプライアンス対策の推進</p> <p>3 内 容 県では令和2年度に、コンプライアンス通信の発行や各職場等でのハラスメント防止職員研修の実施に加え、「ハラスメント防止指針」や「懲戒処分基準」の改正などにより、職員のハラスメント未然防止意識の醸成に取り組んでいます。</p> <p>ハラスメント相談件数は令和2年度は23件と毎年増加していますが、ハラスメント発生件数の増加や制度周知により相談しやすくなったことなどが想定されま</p> <p>す。</p> <p>寄せられたハラスメント相談には、相談案件に適切に対応することで着実な事案の解決に努めるとともに、相談内容の傾向を分析し状況を適切に判断することでハラスメントのない職場環境づくりに取り組んでください。</p> <p>交通事故防止対策については、令和2年度の公務上の交通事故の発生件数は70件と、前年度より8件減少しているものの、平成28年度の37件と比較した場合には高止まりしています。</p> <p>交通事故発生件数のうち駐車場・構内での事故が4割を占めているため、ソフト対策として運転技能講習の実施、ハード対策として総合庁舎駐車場・構内の改善など具体的な取組を出納局等関係部局との連携により実施しています。</p> <p>駐車場等での事故については、職員が運転に集中するなどの意識改革や運転技術の向上で無くしていくことが可能であります。また衝突被害軽減ブレーキ等安全運転支援装置搭載の車両を早期に導入することで、より事故を無くすことが可能となります。</p> <p>交通事故は県職員の信用失墜につながるものであるため、早期に交通事故ゼロの達成を目指して、引き続き出納局等関係部局との連携によるソフト対策及びハード対策により効果的な交通安全対策に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>ハラスメントの防止については、静岡県コンプライアンス委員会における外部有識者からの提言や静岡県コンプライアンス推進本部会議における議論に基づき、毎年度コンプライアンス推進計画を作成し、階層別研修や技術職種研修等の職員研修を始め、通報制度や職員相談窓口の運用など、様々な取組を行っています。</p> <p>令和3年度は、働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、在宅勤務等が増</p>	

えていることを踏まえ、在宅勤務時等のハラスメント上の注意点について、周知・啓発を図り、リモートワークにおけるハラスメント（リモハラ）の防止対策に取り組んでいます。

このほか、10月のコンプライアンス推進月間の取組、コンプライアンス通信による啓発、各種相談への対応などにより、引き続きハラスメントの未然防止、早期解決に取り組んでいきます。

交通安全対策については、交通事故の主な原因は、運転時の集中力の欠如や運転技術の未熟などであるため、リスク予知トレーニングを中心とした全職員参加型の交通安全講習や庁内LAN（SDO）を活用した交通安全研修、新規採用職員を対象にした運転技能講習、実際に発生した交通事故事例を用いたコンプライアンス通信等による意識啓発などを行っています。

ハード面の取組としては、今年度当初の時点で93.4%の公用車にドライブレコーダーを整備しており、令和3年度中に全ての車両に整備される予定です。また、衝突被害軽減ブレーキについては、令和4年度の更新車両から導入することとなりました。

このほか、公務上の事故発生件数が多い総合庁舎駐車場・構内の改善にも引き続き取り組んでいきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
くらし・環境部政策管理局企画政策課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 移住・就業支援事業費補助金の活用促進</p> <p>3 内 容 「県及び市町の移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数」の推移を見ると平成28年度は、787人であったが、29年度1,070人、30年度1,291人、令和元年度は、1,283人、令和2年度は1,398人と着実な増加が見られ、令和2年度はコロナ禍で人流が制限される中、移住者数が増加しており、移住・定住施策の一定の成果が認められます。</p> <p>こうした中、昨年度「移住・就業支援事業費補助金」について、制度の更なる活用促進について意見を出したところ、国への補助要件の緩和要望や経済産業部と連携した同補助制度対象企業の掘り起こしを行うなど、制度の利用拡大に取り組みました。しかし、当初予算では国が期待する移住者数や市町の要望等を踏まえ200件を想定して予算計上したものの、同補助金の交付件数は25件に留まっています。</p> <p>認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが調査した「2020年移住希望地ランキング（窓口相談者）」で1位になるなど、本県への移住が今後更に増加することが期待される中、「移住・就業支援事業費補助金」は有効な補助制度であると考えられます。</p> <p>引き続き様々な機会を通じて移住定住希望者へ情報発信するとともに、経済産業部と連携して、補助制度対象企業の登録数の増加に努めてください。さらに、市町に対して本制度を有効に活用して移住を促進するよう働きかけるとともに、今後も国に対して補助要件の緩和を要望し、制度を活用した移住が増えるよう取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>移住・就業支援金制度については、制度を有効に活用してもらいながら移住を促進できるよう移住・定住情報サイトで情報発信をしておりますが、令和3年3月からは一定の要件を満たすテレワーカー等にも対象者が拡充されたことから、本制度を利用して移住したテレワーカー等の声を活用した動画を作成し、10月からはこの動画を活用したWeb広告を展開しております。令和4年3月には移住・就業支援金制度をテーマとしたセミナーを開催する予定です。</p> <p>また、経済産業部では、令和3年度からコーディネーターを配置し、マッチングサイト登録企業の掘り起こしと採用活動の支援に取り組んでおります。さらに、移住検討者を対象に支援金制度と県内</p>	

企業の周知を目的としたセミナーを年3回（8月、11月、2月）、支援金制度対象企業等とのマッチングに向けた企業説明会を年4回（7月、10月、11月、1月）開催する予定です。

さらに、市町には各々のHPでの移住・就業支援金制度の広報と、県が作成したリーフレットを活用した移住検討者への本制度の周知をお願いしております。

国に対しては、令和3年7月に国による周知・広報の充実を求めており、今後もより多くの移住者の支援に役立つ補助金制度となるよう、国、関係機関と連携を図りながら、本制度の更なる活用促進に努めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 通学路防犯カメラの新規設置の促進</p> <p>3 内 容 「通学路防犯カメラ設置事業費補助金」は、国の登下校防犯プランに基づく通学路緊急点検等の結果に基づき「見守りボランティアの配置がない」などの危険箇所へ防犯対策を促進するため交付されています。通学路防犯カメラの設置に関する補助制度を設置していないなど、点検結果で防犯対策が必要となった箇所への対策が未実施となっている市町があります。</p> <p>防犯対策が未実施の市町に対し、本事業を活用し防犯対策を推進するよう取り組んでください。</p> <p>また、早急に本事業における防犯カメラの設置効果を調査し、その結果を市町等へ周知することにより、通学路防犯カメラ設置の効果を広め、市町における防犯カメラの設置につなげてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>防犯対策が未実施の市町に対し、個別訪問や文書の発出により、通学路防犯カメラの設置補助制度の整備等による防犯対策の推進を改めて働き掛けました。</p> <p>また、令和3年11月に、本事業における防犯カメラの設置効果を調査した結果、設置地域では、犯罪や不審者事案の件数が大きく減少するとともに、住民の体感治安が改善し、防犯意識の高揚も図られたことが判明しました。</p> <p>今後、この調査結果を市町等へ周知し、市町における防犯カメラの設置を促進してまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
くらし・環境部環境局環境ふれあい課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 自然ふれあい施設の適正な管理・運営</p> <p>3 内 容 「県民の森」については、令和2年度に策定予定の再整備計画において、施設 の状況を精査し、費用対効果を踏まえた施設のあり方を検討するよう意見を付し たところであります。</p> <p>これを受け、令和3年5月に策定された「自然ふれあい施設再整備計画」で は、県民の森は「管理の重点化及び県主体の機能維持」の方針が示され、老朽化 施設の更新・撤去による維持管理経費の削減や次期指定管理者とともに利用促進 策に取り組む等の改善策が示されましたが、施設集約の具体的計画や利用者の目 標数が示されていません。</p> <p>再整備計画の実現に向けて具体的な目標や計画を立て、地域や市町と連携して 民間活力の導入などにより利用者の拡大や情報提供に積極的に取り組んでくださ い。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「県民の森」については、令和3年度をもって指定管理期間が満了となるため、令和4年度から8 年度までの管理運営を行う次期指定管理者を募集し、外部有識者等からなる指定管理者選定委員会に おいて候補者を選定しました。</p> <p>次期指定管理者の募集にあたり、宿泊と日帰りを合わせた「年間来園者数」の確保を経営努力目標 として新たに設定すること、及び、利用者ニーズに速やかに対応するため、イベント等の自主事業に ついては、随時、承認を受けて、新しい企画を実施できることとし、積極的な提案を求めました。</p> <p>その結果、県が提示した年間来園者数を上回る目標来園者数の設定や、林間歩道の再整備による魅 力の向上、SNSを活用した情報発信の強化、予約システムの改良などの利用促進策のほか、周辺施 設と連携した、地域貢献などを提案した者を候補者に選定しました。</p> <p>今後、令和4年3月末に次期指定管理者と指定管理に係る協定締結を行う予定であり、年間来園者 数の目標達成や、施設の集約化に向けた計画を協定締結までに見直し、次期指定管理者とともに取り 組んでいきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 私立幼稚園教員人材確保支援事業費補助金の適正な予算執行</p> <p>3 内 容 私立幼稚園において、給与改善が十分に進まず、教員の確保に苦慮しているということから、私立幼稚園の人材の確保・定着を促進するため、教員の給与改善に係る経費に対して補助金を交付しています。</p> <p>令和2年度の当初予算額は、対象となる幼稚園の意向調査を基に過去の給与改善率を踏まえて62,000千円を計上していましたが、決算額は9,654千円となり、執行率は15.6%という状況でした。</p> <p>限りある予算を有効的に活用するため、ニーズや給与改善の実効性を的確に把握し適正な予算額となるよう取り組んでください。</p> <p>また、補助金交付を受けた園では、3%以上の給与改善につながっているなど本事業における効果は確認できておりますので、補助金の要望をした園が、要望に留まることなく補助金の交付を受け、実際に給与改善を実施できるよう、対象となる園への丁寧な説明と事務的な支援に取り組んでください。</p> <p>あわせて、事業の目的である教員確保に対して給与改善がどのような効果があるのかなど事業効果の把握に努め、私立幼稚園における処遇改善を促進してください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>予算執行率が低い要因は、各園における意向調査の結果をもとに予算を計上していますが、園の経営状況の変化等により、結果的に人件費の改善に至らなかった園が発生したためです。今後は、予算算定時の需要調査の精度を上げるほか、これまでの執行実績を踏まえた適正な予算計上に努めていきます。</p> <p>なお、補助金申請においては事務がより簡便となるよう、申請書類のフォーマットを用意し、自動計算・転記箇所を多くするなど書類作成の負担軽減を図ることで、事務手続の支援を行っていることも丁寧に説明しながら制度活用を促していきます。</p> <p>当該事業は制度を創設した平成30年度からの実績の蓄積も進みつつあることから、事業効果の把握に努め、実効性のある処遇改善の促進に取り組んでいきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 観光デジタル情報プラットフォームの利活用</p> <p>3 内 容 個人旅行化の進展や、インターネットを活用した観光情報の収集が一般的となる中、観光施設や体験情報、統計情報のほか、属性（年齢・性別等）や位置情報、ログデータに基づいた有効な情報を、旅行者に対して発信するとともに、蓄積したデータのオープンデータ化や、観光関連事業者への有益なマーケティングデータとしての提供により、誘客や収益の拡大、観光産業の活性化を目的とした観光デジタル情報プラットフォームを令和2年度に構築しました。</p> <p>令和2年度中に、県観光協会のウェブサイト「ハローナビずおか」のデータを中心にデータを登録していますが、プラットフォーム機能をより強化し効果的なものとするには、より多くのデータ登録や観光ウェブサイト等との連携が必要となるので、各市町や観光協会等にデータ連携のメリットを丁寧に説明して、連携を促進し、データ登録数を増やすなど基盤の強化・充実を図ってください。</p> <p>また、観光情報を提供しながら、利用者の属性データや位置情報等の動的データを取得することを目的とした観光情報アプリを開発し、令和3年3月から一般にリリースしています。観光デジタル情報プラットフォームへの情報の蓄積、アプリの情報提供機能の強化を図るには、より多くの人に利用してもらうことが肝要でありますので、ダウンロード数の増加のための仕組みづくりとアプリの利用促進に積極的に取り組んでください。</p> <p>加えて、非接触型で手ぶら観光を可能とする顔認証技術を生かした決済サービスの実証事業を実施し、売上件数166件、売上額30万円程度の利用があり、便利だという評価もありましたが、コスト等の課題も明確になっています。令和3年度も引き続き実証事業を続けるということであるので、先進的な取組を一過性のもので終わらせることなく、成果に結びつけるよう取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>基盤の強化・充実については、これまで市町説明会など各市町や観光協会等に対して、観光デジタル情報プラットフォームとのデータ連携に伴うメリット等を説明してきたところです。令和4年1月に予定しているセミナーにおいても、データ分析の最前線で活躍するデータサイエンティストが、TIPS（観光情報アプリ）等で取得したデータの分析事例を分かりやすく説明することにより、観光事業者の理解を促進するなど、今後もデータ連携のメリットを説明して必要となるデータ登録数の増</p>	

加などについて改善していきます。

さらに、TIPSのプロモーションやコンテンツの充実等により、より多くの旅行者データの収集を行うとともに、飲食店やイベント情報等のデータ登録数を増やすことで各市町や観光協会のマーケティングデータ等の充実を図っていきます。

また、ダウンロード数の増加のためには、アプリ自体の魅力を向上させ、旅行者に使い続けていただける機能の充実が重要であり、併せて、アプリの周知が必要となりますことから、令和3年度に、旅行者のニーズに合った最新の観光情報の提供をはじめ、クーポンや地域通貨等の機能の追加や、操作性向上のためのユーザーインターフェースの改善を図るとともに、今後は、県内外の旅行者を対象に、ウェブやSNS等でのプロモーションを実施していきます。

実証事業については、利用者を対象に行ったアンケートにおいて、手ぶら観光の実現について高い満足度を得ましたが、利用店舗が限定的、かつ利用者が限定的など、課題も明らかとなりました。

今後は、手ぶら観光を実現しつつ、実証事業で明らかとなった課題を顕在化し、改善策を検討するなど、地域主体の取組の実現につなげていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部障害者支援局障害福祉課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 身体障害者手帳の交付に関する不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 健康福祉部障害者支援局障害福祉課男性職員は、平成29年度から令和元年8月にかけて、決裁を得ることなく、身体障害者手帳の交付に関する事務計450件を処理するなどしていた。その結果、等級等の誤りにより、41件について、身体障害者手帳の再交付が必要になった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 事案発生原因と所属としての課題</p> <p>本件は、当該男性職員が、事務処理の遅れにより身体障害者手帳の交付が遅れた場合、申請者の不利益になると考え、一部決裁を得ることなく、身体障害者手帳を交付していたものであります。</p> <p>また、各担当者が担当地区ごとに紙の受付管理簿で進捗管理し、机上で保管していましたが、当該男性職員のみ独自の判断で受付管理簿を電子ファイルとして自ら使用するパソコン内で管理していたことから、進捗状況を課内で共有することができていませんでした。</p> <p>さらに、公印を事前印刷した身体障害者手帳の台紙を各職員が自由に持ち出し、使用することができる状態にありました。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>事案判明後すぐに以下の措置を講じ、再発防止策に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課内で共有できる電子ファイルの受付管理簿を作成、市町から送付された申請書を各担当者に渡す前に班長が電子ファイルに一括して受付情報を入力し、進捗状況を他の職員も確認できるようにしました。</li> <li>・身体障害者手帳の台紙を鍵のかかる棚に保管し、決裁後に必要枚数を班長から手渡すことにしました。</li> <li>・印刷した身体障害者手帳を送付する際、記載事項に誤りが無いか、複数の職員による確認を行うことにしました。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部医療局疾病対策課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 個人情報を含んだ書類の紛失</p> <p>3 内 容 健康福祉部医療局疾病対策課は、東部保健所から送付された個人情報（住所、氏名、口座情報等）を含む書類を封入した簡易書留1通を紛失した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 事案発生の原因 収受文書の保管場所及び記録簿の未整備</p> <p>2 所属における再発防止策 個人情報を含んだ書類の紛失が発生したことを受け、事案判明後すぐに以下の措置を講じ、再発防止に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各保健所から難病対策班へ随時進達、送付される書類については、送付時に発送済の連絡を行うこととする等の、郵送物についての収受時のルールを整備しました。</li> <li>・案件ごとに収受した書類の保管場所を定め、保管・処理状況を常に管理できるようにしました。</li> <li>・収受した書類等の処理状況、保管場所の記録簿を整備し、班長が定期的に確認するようになりました。</li> <li>・収受した書類が別の書類等に混入することがないように、各職員の机及びその付近の整理を行いました。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部福祉長寿局介護保険課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 介護人材の確保</p> <p>3 内 容 「介護人材育成事業」は、介護事業所に直接雇用を行う事業であり、その有効性を確認し、実効性の高い事業とするため、昨年度の意見で、直接雇用後の定着状況を把握するよう求めております。</p> <p>これを受けて、令和2年度に平成28年度から令和元年度までの全雇用者に対して就業状況調査を実施し、定着状況や離職の理由等を確認し、定着率82.1%と一定の有効性があることと改善点を分析しています。</p> <p>しかし、本調査は雇用者からの分析には適していますが、回答率が37%であることから、定着率を正確に表しているとは言えない状況にあります。</p> <p>本事業で直接雇用した事業所に対して就業調査を行うことで、より正確な定着率が把握できるので、早急に調査を行い、改めて事業効果を確認し、実効性の高い事業に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成28年度から令和2年度までに本事業を活用して介護職員を雇用した事業所に対して、定着率等を把握するための就業調査を実施します。</p> <p>現在、本調査を実施中であり、令和3年内を目途に調査結果を取りまとめ、事業効果を改めて確認します。その上で、事業の実効性の更なる向上に努めます。</p>	
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 介護分野ICT化等事業費助成の有効活用</p> <p>3 内 容 介護分野におけるICT化の導入は、業務の効率化による介護職員の身体的・精神的な負担軽減を図ることで、離職防止、職場定着を促進することを目的に進められており、平成30年度より介護分野ICT化等事業費助成に取り組み、導入する事業所も増えていきます。</p> <p>機器導入の成果をホームページで情報提供しているということですが、本事業は職員の職場定着が目的でありますので、機器導入後の職員の定着率を調べることで導入効果を把握し、事業の一層の推進に活用してください。</p> <p>また、9月補正予算で新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に、移乗介助</p>	

機器等を導入するため、事業所の需要調査に基づき2億6千万円の増額を行っています。

しかし、本事業が地域医療介護総合確保基金を活用していたため、国の協議に時間を要し、12月に申請を受付することになりました。このため多くの事業所が申請することができず、45台、3,056万6千円の申請にとどまり、約2億円の不用残が発生するなど、事業効果が見込まれません。

国の協議の遅れもありますが、予算成立後早期に申請ができるよう取り組むべきであるので、今後は予算を有効に活用できる事業執行に努めてください。

#### 【措置の内容】

介護分野ICT化等事業費助成を活用した介護事業所は、機器導入の成果について県に報告することとしており、他の事業所の参考となる成果は、取りまとめの上、県のホームページで情報提供するなど、導入成果の普及に努めていますが、導入事業所の職員定着率については、これまで報告内容になかったことから、本事業を活用した事業所の職員定着率について、改めて調査を実施します。

現在、令和2年度に機器を導入した全事業所に対して調査を実施しており、令和3年内を目途に調査結果を取りまとめ、職員の定着率を確認します。

また、不用残の発生については、国との調整を十分に図りながら事前準備を進め、介護事業所が余裕を持って申請及び執行ができるよう、十分な執行期間を確保します。

なお、令和3年度は、国から内示のあった9月に併せて実施しましたが、令和4年度からは、年度当初から事業執行できるよう国と協議するなど、執行方法について検討します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部こども未来局こども未来課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 保育士・保育所支援センターにおける保育士確保対策</p> <p>3 内 容 保育士確保対策において、保育士の資格を持ちながら働いていない方、いわゆる潜在保育士の活用が重要になってきています。</p> <p>「保育士・保育所支援センター」は、「離職保育士届出制度」による潜在保育士の掘り起こしや潜在保育士と保育所とのマッチングを行っており、センターにおける新規求職登録が新規求人登録を上回るなど一定の成果をあげています。しかし、令和2年度には、新規求職登録は増加したものの、そのうち潜在保育士は590人で前年度より32人減少しています。</p> <p>センターの有効性を潜在保育士や保育所に対して周知していくことで、潜在保育士の登録や保育所からの求人が伸びていくと考えます。</p> <p>については、就職に結び付けるよう、マッチングを増やし、その成果を積極的に情報提供するとともに、潜在保育士の一層の掘り起こしを行い、保育士の確保に努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>保育士・保育所支援センターでは、丁寧な相談対応と求職者の意向に沿うきめ細かなマッチングを行い、保育士確保の一助を担ってきました。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、エッセンシャルワーカーとしての責務の重さなど心理的な要因も働き、センターでの相談件数は減少しました。</p> <p>保育士・保育所支援センターでは、本年度は、オンラインを活用した就職フェアや相談会を開催するとともに、保育の現場見学会で働く実感を抱いていただくなど、再就職意欲を増進させる施策を実施しています。</p> <p>このようなセンターの事業を、より多くの潜在保育士や保育所に周知するため、事業案内だけでなく、事業実績や利用された方から聞き取ったメリット等もホームページに掲載することを検討していきます。</p> <p>また、なんらかの理由でやむを得ず離職される保育士が、離職保育士届出制度に着実に登録いただけるよう、配布用チラシを作成し、園長会などで周知を行うとともに、登録者には再就職までの間、保育施設の関連情報をメールマガジン等で提供するなど、保育資格を持つ方が本人の希望さえあれば、いつでも再就職できる体制を整備します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部医療局医療政策課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡県地域医療介護総合確保基金の運用</p> <p>3 内 容 静岡県地域医療介護総合確保基金は、令和2年度においては、全額が預金により運用されています。一方、令和元年度末の同基金の残高は、123億9,582万余円となっており、その一部については、すぐに取り崩して事業に充てることが予定されておらず、残高の一部を国債等により運用することとすれば、より多くの運用益を確保することができたと考えられます。</p> <p>本基金の管理に当たっては、できるだけ多く運用益を確保し、本基金を活用して行われる事業に充てることのできる資金を確保することが望まれます。引き続き、できるだけ多くの資金を国債等により運用し、運用益を確保するように努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>地域医療介護総合確保基金の積立財源の3分の2は国からの交付金を充当していますが、国の交付金が県の要望額どおり満額交付されるかは不透明です。</p> <p>県としては、事業の確実な執行のため、現金化可能な資金を一定額確保することも必要ですが、一方で、基金残高の運用の必要性も認識していることから、今後は、一部の基金残高を活用し、可能な限り運用益の確保に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 ふじのくにICT人材育成事業の有効活用</p> <p>3 内 容 AI・ICT人材の圧倒的な不足に対応し、高度な知識と技術を持つ人材を確保・育成するため、ふじのくにICT人材育成事業において、県内にICT企業を誘致するICT関連産業立地事業費補助、高度な支援体制を有する企業を誘致するコワーキングスペース設置事業費補助等の事業に取り組んでいます。</p> <p>「ICT関連産業立地事業費補助金」は、令和2年度に5件の交付実績があったものの、交付実績は当初予算の6割減となっています。</p> <p>また、「コワーキングスペース設置事業費補助金」は交付実績がありませんでした。</p> <p>「ICT関連産業立地事業費補助金」では、新規の現地雇用16人、県内高等教育機関やDX（デジタルトランスフォーメーション）の地域コンソーシアムに参画し県内企業との協業に取り組むなど効果が発現しています。</p> <p>首都圏に集中するICT人材を誘致することは、本県のICT化の推進に重要であるため、移住促進事業を行うくらし・環境部や、誘致企業への働き掛け等東京事務所と連携し、補助要件を満たす企業に本県に関心をもってもらい、ICT関連企業の進出が進むよう補助制度の有効活用に努めてください。</p> <p>また、予算額の1/3以上を減額補正した上で、多額の不用残を残していることから、執行状況等を適切に把握し、精度の高い積算と適切な減額補正を行うことで、実態に合わせた予算となるよう取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>(補助制度の有効活用について)</p> <p>県では、コロナ禍における首都圏等のICT企業の地方移転の動きを背景に、県内へのICT企業誘致を強化するため、令和3年度に「ICT企業誘致タスクフォース」を設置しました。</p> <p>産業イノベーション推進課が主体となり、くらし・環境部や東京事務所をはじめとする県の関係部局のほか、県内市町を主要メンバーとして構成し、県と市町が連携して、誘致活動を展開しています。</p> <p>今後も、補助金等の支援制度を有効活用し、ICT企業の本県進出を促進していきます。</p> <p>(予算執行について)</p> <p>ICT企業の場合は、コワーキングスペースへの入居等により、進出を決定してから実際に事業所</p>	

を開設するまでの期間が、非常に短くなることも想定されるため、必要な際に、迅速に支援することができるよう、適切な予算の確保に努めていきます。

また、ICT企業誘致タスクフォースの枠組みも活用しながら、進出企業の情報を高い精度で収集し、減額補正を含め、実態に合わせて予算を執行していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
経済産業部就業支援局労働雇用政策課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 中小企業におけるテレワーク導入の推進</p> <p>3 内 容 中小企業のテレワークの導入については、中小企業が機器整備や労務管理、セキュリティ対策などの幅広い課題を自己解決することは困難であるため、セミナーや機器体験会等を行う「テレワークの導入促進事業」に取り組んでいます。</p> <p>また、「テレワーク等導入研究業務委託」で行った、テレワーク導入に当たっての課題の抽出と対応の調査・分析では、39%の中小企業がテレワークに何も取り組むことが出来ていないなど、導入が進まない状況であります。</p> <p>令和2年度に開催したセミナー等には、延べ73人が参加しましたが、参加者のテレワーク導入状況の把握がされておらず、事業の効果が確認できない状況です。</p> <p>労働環境の改善と生産性の向上に大きなメリットがあるテレワーク導入を促進するには、中小企業がおかれている現状や課題を把握し、テレワークの導入のメリットをしっかりと伝えていくことが必要です。</p> <p>については、テレワークの導入促進について、商工業局と連携して、デジタル化の対応が進まない中小企業の実態をしっかりと把握したうえで、中小企業がテレワーク導入を行えるよう環境づくりの支援に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>中小企業のテレワーク導入を促進するため、令和2年度には、テレワーク機器の体験会や導入上の留意点を解説するセミナー、実際にテレワーク導入に取り組んだ企業が参加し導入上の課題や取組について意見交換するテレワーク等導入研究会を開催しました。</p> <p>セミナーを受講した企業が実際にテレワークを導入するためには、機器の整備や社内制度の見直し、セキュリティ対策など時間がかかることから、セミナーの1年後を目途に、参加者のテレワーク導入状況や課題を調査しています。</p> <p>また、テレワーク等導入研究会では、参加企業から、実際の運用における具体的な情報が企業にとって参考となるため、事例をわかりやすく紹介していくことが重要といった意見があり、令和3年度に、課題解決の取組やテレワーク導入によるメリットなどを紹介するセミナーを開催しています。</p> <p>中小企業の実態については、次期総合計画において、テレワークを利用できる職場環境整備に取り組む中小企業の割合を成果指標として位置づけ、毎年12月に実施している企業向けアンケートにおいて、テレワークの導入状況等を調査していきます。この調査により把握した実態を商工業局と共有す</p>	

るとともに、就業支援局で実施しているセミナーにおいて、商工業局で実施している中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費助成の周知を図るなど、連携して施策に取り組むほか、就業環境の見直しを支援するアドバイザー派遣も実施し、中小企業がテレワーク導入を行える環境づくりを支援していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
経済産業部農業局お茶振興課、農業ビジネス課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 C h a O I プロジェクトの取組</p> <p>3 内 容 令和2年の荒茶生産量は、コロナ禍で需要の減少を見通し全国的に減産しましたが、本県の実産量は全国のその36%を占め、2位の鹿児島県とは1,300トンの差でかろうじて首位を堅持した一方、令和元年の茶産出額は前年比18.5%減の251億円で、鹿児島県を1億円下回り、記録が残る昭和45年以降初めて全国2位となりました。</p> <p>リーフ茶の需要減少、荒茶の価格低迷、担い手不足などに対応するため、静岡茶の消費拡大やドリンク原料などへの生産構造の転換に取り組んでいますが、官民の総力を結集して本県茶業を再生するため、令和2年にC h a O I フォーラムを立ち上げ、C h a O I プロジェクトを推進しています。</p> <p>令和2年度は、C h a O I プロジェクトでは、お茶に含まれる成分の機能性に着目した研究開発の推進や新商品の開発、海外への販路開拓に取り組んでおり、乗用型防除機自動操縦システムなどスマート農業技術は、実証事業により一定の効果を確めています。これらを更に進めていくためには、基盤整備を加速し、スマート農業技術の普及に努め、生産性を向上することが重要です。</p> <p>あわせて、中山間地では茶園の荒廃農地化を防ぎ、担い手への集積を進め、茶園を維持することも生産量の確保のためには重要であると考えます。</p> <p>C h a O I プロジェクトの出口戦略、I C T を活用したスマート農業技術の普及と基盤整備、荒廃茶園対策の担い手支援、お茶の質の向上等、総合的な対策により本県の茶業の再生に努め、質・量ともに日本一を目指して取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>C h a O I プロジェクトでは、出口戦略に基づき、需要に応じた生産構造の転換や異業種連携による新商品の開発、国内外の新たな販路の開拓など、意欲ある生産者等による様々な取組を、引き続き支援していきます。</p> <p>また、現地実証が進められているスマート農業技術については、研究を進めながら普及指導員等が現地で導入に向けた支援を行うとともに、茶生産者や関係機関等を対象にしたセミナーなどを実施し、早期の技術確立及び普及に努め、生産性の向上を図っていきます。</p> <p>さらに、「荒廃農地再生・集積促進事業」や各種基盤整備事業による、荒廃茶園の再生や発生防止</p>	

の取組への支援を通じて、担い手への茶園の集積・集約化を進め、中山間地、平坦地それぞれの立地条件を生かした茶業経営の基盤の強化を進めることにより、本県茶業の再生を図っていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
経済産業部森林・林業局林業振興課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 林業を支える人材の確保・育成</p> <p>3 内 容 林業における新規就業者の3年定着率は約60%と低く、森林技術者を育成し、林業経営体の経営改善を図り、林業への定着を目的として「森林技術者育成事業」において、森林技術者研修、経営体における生産性向上及び森林技術者の就労環境整備のための研修に取り組んでいます。</p> <p>また、森林技術者の離職理由の1つとして、所得が低いことが課題となっています。本事業では、生産性を向上させ生産コストを下げることで所得向上につながるとしています。</p> <p>本事業による所得向上に対する成果を確認するため、森林技術者の所得を把握・分析して事業に反映させてください。</p> <p>あわせて、人材定着を一層進めるため、新規就業者の定着率など、具体的な指標を定めて取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>定着率の向上を図る上で、林業の生産性向上や森林技術者のキャリアアップの仕組み作りが課題であることから、令和3年度から、森林技術者の所得について、申請書類等への記載を求め、現状を把握・分析し、施策に反映していきます。</p> <p>さらに、森林技術者が将来を見据えて長期的に働きたい職場になるよう、就労環境の整備に加えて、経営理念の明確化など、林業経営体に対する指導を行っています。</p> <p>また、令和3年度に更新する「静岡県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」において、定着率などの指標を定め、林業を支える人材の確保・育成を促進していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
交通基盤部建設経済局工事検査課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 建設工事等の安全対策の取組</p> <p>3 内 容 交通基盤部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成30年度は50件でしたが、「交通基盤部工事事故防止行動計画」により、令和元年度は36件と減少したものの、令和2年度は52件と増加しました。工事事故をなくすには、現場に従事する建設業者等の安全に対する意識を高めることが今まで以上に必要であります。</p> <p>また、業務委託については、昨年度同様に全体事故件数の約3割を占めており、広範な業務委託に対応した事故防止対策が求められます。</p> <p>一方、県全体に目を向けると、経済産業部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成30年度に19件、令和元年度は18件、令和2年度は9件と減少していますが、工事事故をなくすため、引き続き、他部局等においても、建設工事等における有効な事故防止対策を行うことが求められています。</p> <p>このことから、本県の業務委託及び工事における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を達成するため、交通基盤部工事事故防止行動計画の取組を充実させるとともに、安全講習会、安全パトロール等を通じて現場の安全意識を高め、引き続き他部局等と主導的に連携し、建設工事等の安全対策に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>令和2年度の業務委託及び工事の事故発生件数が、増加傾向にあったことから、令和2年1月から、事故発生の際に、出先事務所、県庁事業課と建設業等関係団体に事故発生の概要と注意喚起を行う「アクシデントニュース速報」の配信を始めました。令和3年度は工事検査課作成の動画使用による講習会を開催し、全県で安全意識の共有を図っています。また、引き続き出先事務所による安全パトロールの実施等により、発注者や現場で従事する建設業者等への安全意識の啓発に努めています。</p> <p>業務委託については、測量・設計業務を対象として、事故防止や事故発生時に役立つ「安全マニュアル」を令和3年度内に関係団体と協力して作成します。併せて測量・設計等の業務委託に適用する業務委託版工事事故防止行動計画も令和3年度内に作成します。</p> <p>他部局等への働きかけについては、年に2回（4月、11月）、工事事故等安全推進連絡会議を開催し、引き続き情報の共有と意識啓発をしていきます。</p> <p>今後は、上記取組に力を入れ、本県の発注する業務委託及び工事における「死亡事故ゼロ、傷害事</p>	

故ゼロ、公衆事故ゼロ」を目指し、建設工事等の更なる安全意識の啓発に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
交通基盤部河川砂防局河川企画課、土木防災課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 河川災害における総合的な対策の推進</p> <p>3 内 容 交通基盤部では、令和元年10月の台風19号（東日本台風）等による被害を踏まえ、市町が行う洪水ハザードマップ作成に対する支援として、洪水予報河川・水位周知河川以外の473河川（令和元年12月時点）における「浸水が想定される範囲を示す図面」の作成を進めるとともに、要配慮者利用施設避難確保計画作成に向けた市町に対する支援を、危機管理部及び健康福祉部等と連携し行ってきました。</p> <p>今年度も全国各地で過去最大の降雨量を記録するなど水害は頻発化・激甚化しており、減災目標である「逃げ遅れによる人的被害をなくす」ためには、住民避難支援の強化・加速が必要となっています。</p> <p>このことから、国や市町、危機管理部等関係部局と連携しながら、令和3年度内に「浸水が想定される範囲を示す図面」等の作成を完了し、市町におけるハザードマップの作成を促進させるとともに、要配慮者利用施設避難確保計画の作成率100%の達成に向け、引き続き取組を促進させてください。</p> <p>また、国は、気候変動による降雨量の増加に対応するため、これまで実施してきたハード整備等の対策を一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に係わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」への転換を推進することとしています。これを受け、交通基盤部では、重点的に河川整備を進める二級河川36水系における「流域治水プロジェクト」の策定や、令和元年台風19号（東日本台風）などで浸水被害が発生した14地区における「水災害対策プラン」の策定を進めているところです。</p> <p>国、市町、庁内関係部局等と連携して、これらの策定作業を着実に進め、本県における「流域治水」の取組を一層推進してください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「浸水が想定される範囲を示す図面」については、473河川のうち13河川は令和3年度末までに水位周知河川として区域指定及び図面の作成を行います。</p> <p>その他の460河川については、約220河川を県、それ以外を国が図面作成することとして調整を行い、令和3年度末までの作成を目指して進めております。</p> <p>この図面を用いた市町の洪水ハザードマップ作成が円滑に進むよう、綿密な調整を行うなど情報を</p>	

共有しながら図面の作成を行っております。併せて、ハザードマップ作成に関する研修を行うなど市町の支援を継続していきます。

要配慮者利用施設避難確保計画の作成率100%に向けた取組については、計画を作成していない施設管理者等を対象に、県関係部局（危機管理部・健康福祉部・教育委員会等）や市町が開催する研修会などで、計画の必要性や作成方法について説明しています。また、コロナ禍に対応し、説明内容を動画にして施設向けに公開するなど、施設に対し計画の作成を促進させるための支援を行っています。

引き続き、県関係部局や市町との連携により、作成率の一層の向上を図っていきます。

流域治水の取組については、令和3年度末を目途に、重点的に治水対策に取り組む二級水系のうち36水系で取組の全体像を分かりやすく示す「流域治水プロジェクト」の策定を進め、すでに策定を終えた一級水系とともに流域治水の取組を推進していきます。また、県独自の取組として、浸水被害が頻発する県下14地区では、地域の特徴を踏まえた具体的な施策を「水災害対策プラン」として令和3年度末を目途に取りまとめ、浸水被害の軽減に向けた取組を市町や住民等と連携して進めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
交通基盤部港湾局漁港整備課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善</p> <p>3 内 容 交通基盤部では、福田漁港の「港口埋没対策」と浅羽海岸の「侵食防止対策」を目的として、国内初の「固定式ジェットポンプによるパイプライン輸送方式」のサンドバイパス事業を実施しており、平成26年度より試験運転を開始し、平成27～28年度には年間土砂輸送量8万m<sup>3</sup>を実証するなど大きな成果をあげてきました。</p> <p>しかし、通常運転が開始された令和元年度以降、台風や豪雨により大量に発生した流木等阻害物の影響が顕著に現れるようになり、目的達成のために必要な土砂輸送量が年間8万m<sup>3</sup>のところ、年間2万m<sup>3</sup>台の土砂輸送量に留まっていることから、本来期待される効果を発現できていない状況となっています。</p> <p>これまでも土砂輸送量の回復を目指し、ジェットポンプの運転方法の見直しや流木等の漂着物の除去等を実施してきましたが、令和3年度からは土中に埋没している流木等阻害物の除去作業に取り組むとともに、水産庁及び（一財）漁港漁場漁村総合研究所と抜本対策の検討に向けた協議を開始したところです。</p> <p>年間8万m<sup>3</sup>の土砂輸送量を早期に回復するとともに、今後、安定的な運用や土砂輸送量となり本来の効果を発揮し、「港口埋没対策」と「侵食防止対策」の目的を達成できるよう、国と連携した恒久対策に早急に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>土砂輸送量減少の原因となっている土中に埋没している流木等阻害物については、令和3年度から除去作業を開始したところであり、令和5年度までに作業完了を目指します。</p> <p>また、恒久対策については、令和4年度から検討を開始できるように国等と協議を行っており、対策が決まり次第、工事を実施していきます。</p> <p>上記の取組を確実にいき、年間8万m<sup>3</sup>の土砂輸送量の早期回復を目指します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
人事委員会事務局職員課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 静岡県職員採用試験における試験問題の誤配付</p> <p>3 内 容 人事委員会事務局職員課は、令和3年6月20日（日）に実施した静岡県職員採用試験（大学卒業程度）のうち神奈川会場の行政Ⅱの試験において、「総合能力試験①」の試験問題を配付すべきところを、別の試験問題を配付した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>今回の事案は、封入する試験問題の管理が行き届かず、誤って封入された試験問題の部数だけを複数人でチェックし、問題そのものの誤封入を見逃す結果となったことにより生じたものです。</p> <p>今回の事案後、直ちに封入作業の正確性を徹底するための「試験問題封入作業マニュアル」を作成し、令和3年7月の静岡県職員（職務経験者）採用試験から、このマニュアルに従って試験問題の封入作業を行うこととしました。</p> <p>今後も、このマニュアルの手順に従って封入時の試験問題の管理を徹底し、封入すべき試験問題の種類並びに封入前の部数、封入した部数及び封入後の残部数を職員2人以上で確認する等、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育政策課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 ICT教育の推進</p> <p>3 内 容 教育委員会では「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を推進し、新しい時代に必要な言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を有する人材を育成するため、ICTを効果的に活用した授業の実現に向けた取組を推進しており、その一環として県立学校への各種機器の整備が進められています。</p> <p>国のGIGAスクール構想による補助により原則的に全普通科教室に無線LANアクセスポイントが整備されたことを受け、アクセスポイントが整備されなかった学校との間に整備環境の不均衡が生じていますので、どの学校においても同様の環境となるよう、かかる状況の早期の解消に努めてください。</p> <p>また、学習系ネットワークの通信速度向上のため、ローカルブレイクアウト（以下「LBO」という。）への切り替えが進められていますが、学校においてLBOによる通信が円滑に行われるよう、端末の設定の支援等に努めるとともに、データセンターを経由している校務系の回線のLBO化についても検討を進めてください。</p> <p>またICTを活用する環境整備が概ね終了し、これからはICTを授業で有効に活用することが求められます。新ビジョン等で目標に掲げている「授業中にICTを活用して指導できる教員の割合」は令和2年度の速報値で65.7%と、目標値の75%に比べて低い状況にありますので、早期に目標を達成するよう取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>ICT教育を円滑に実施できるよう、平成30年度までに全県立学校に対し、普通教室の3クラスに1台の割合で移動式無線LANアクセスポイントの整備を進めてきました。令和2年度に国のGIGAスクール構想による補助により全ての普通教室へ固定式アクセスポイントを整備することとしましたが、校舎の大規模改修等が予定されている学校については、国庫補助対象外につき改修時に併せて整備することとしました。このため、平成30年度までに整備した移動式アクセスポイントのうち、令和2年度に固定式アクセスポイントを整備したことで余剰となったものを回収し、未整備校への配付を進めています。現状では、回収した96台から未整備校1校に14台を配付したところですが、引き続き、未整備校の必要台数を精査し、令和4年3月までの配付の完了に努めます。</p> <p>学習系ネットワークの通信速度向上については、LBOによる通信が円滑に行われるよう、ICT</p>	

支援員等による端末及びネットワークの設定支援を継続するとともに、校務系ネットワークについても、LBO化の検討も含め、データセンターの機器更新や教育委員会の所管するネットワーク全体の構成の見直しなど学校における快適かつ安全に利用できる通信環境の改善を計画的に進めます。

また、令和3年度は、全ての小中学校を対象とした「GIGAスクールサポート研修」や県立学校を対象とした「ICT活用指導力向上研修」など各種研修を幅広く実施しました。今後は、ICT教育の指導方法に関する新たな研修や授業動画の共有などにより、引き続き、教職員のICTを活用した指導力の向上を図っていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育総務課、教育政策課、 教育厚生課、義務教育課、高校教育課、 特別支援教育課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 教職員の健康の保持増進</p> <p>3 内 容 教育委員会では令和元年度から3年度を期間とする学校における業務改革プランにおいて、長時間勤務を是正することによる「教職員の心身の健康の保持増進」を目指しています。同プランにおける目標指標のひとつである「精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率」について見ると、令和2年度の各校種における実績値が期間最終年度である令和3年度の目標値である0.6%を上回っていますので、目標が達成されるよう努めてください。</p> <p>また、令和2年度から校務用パソコンのログイン・ログアウト時刻等を出勤簿に反映する勤務時間管理システムが全ての県立学校で運用開始されました。これにより客観的に勤務時間を把握することが可能となり、長時間勤務削減の効果が現れているところですが、1か月当たりの時間外労働が80時間を超えた教職員で、医師による面接指導を受けたものが28名と少数にとどまっています。本データを活用し、より多くの職員が適切な指導を受け、心身の健康を保持できるよう取組を強化してください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>令和2年度における精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率は、令和元年度との比較で、小学校、中学校、特別支援学校で増加、高等学校で減少しています。</p> <p>年代別では、キャリアステージに応じた研修や管理者研修等により、中堅層が減少していますが、依然20歳代の在職者比率が高いことから、若手教職員メンタルヘルス研修におけるグループワークの実施等、今後も若手教職員への支援を積極的に行っていきます。</p> <p>また、令和4年度から稼働する健康管理システムにおいて、健康情報や長時間勤務・休職者等の情報を一元管理し、各研修の実施方法等を見直します。</p> <p>長時間勤務者に対する医師による面接指導については、本人の申出により行うことになっていますが、長時間にわたる過重な労働は健康に障害を及ぼすリスクが高いということが浸透していないこともあり、面接希望の申出が極めて少ない状況にあります。</p> <p>勤務時間管理システムにより、長時間勤務者の特定が容易にできることから、医師による面接の申出をしない場合は、管理職から面接指導を促しているところです。</p> <p>今後も、管理職に対する管理者研修等を通じて面接指導の必要性・重要性を訴え、教職員への適切</p>	

な指導や面談の機会確保に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育総務課	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 不祥事根絶に向けた取組</p> <p>3 内 容 令和2年度の懲戒処分は25件となり記録が残る平成8年度以降最多となっています。特に児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は平成29年度に1件だったものが平成30年度に6件、令和元年度および令和2年度に7件と高止まり傾向にあり、教育委員会では児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止を最重要課題として対策に取り組んでいるところです。</p> <p>その一環として生徒との携帯電話やメール、SNSでの連絡や生徒との面談・相談といった生徒指導に係るルールを各学校が自ら定め、教職員や児童生徒、保護者に周知することとしています。学校現場における取組が不十分なところも見受けられます。不祥事を根絶するには学校現場の教員の意識改革が大事ですので、各学校に対し当該取組を徹底するよう指導し、教育委員会が一体となって不祥事防止に取り組んでください。</p> <p>また、酒酔い・酒気帯び運転、無免許運転、著しい速度超過等の「交通事犯」で懲戒処分となったものが平成30年度に8件、令和元年度に10件、令和2年度に8件となっています。これらは教職員に対する県民の信用を失墜させるものですので、交通事犯の根絶についても継続して取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を防止するため、私的なやり取りの禁止、面談時の単対応禁止、自家用車への同乗禁止など、生徒指導に係る共通ルールを示すとともに、学校ごとに具体的にルールを定め、教職員、児童生徒、保護者の共通の認識とするよう令和2年4月、令和3年4月の2回にわたり通知しました。</p> <p>不祥事案の根絶に向け、ルールの明文化を徹底するとともに、毎年度実施する内部監査において、策定状況、ルール違反の有無や、その違反行為に対する管理職の対応状況などを確認し、必要な指導を行っていきます。</p> <p>交通事故・事犯については、機会あるごとに交通三悪（飲酒運転、速度超過、無免許運転）の注意喚起のメッセージを発信しています。また、交通ルールに関する自己点検やヒヤリハット動画を盛り込んだ事故削減プログラムの研修、交通事故ゼロボードを使った所属全体での交通事故・事犯防止の意識を高める取組などに加え、令和3年度には、民間保険会社と協力して現実的な交通事故リスクを学ぶ研修を導入しました。</p>	

こうした取組を継続して行い、交通事故の根絶に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中遠農林事務所〔西部家畜保健衛生所〕	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 豚熱ワクチンの不適切な管理</p> <p>3 内 容 中遠農林事務所の職員は、豚熱ワクチンを保管していた冷蔵庫の扉を閉め忘れた。これにより、当該冷蔵庫の扉が約1時間にわたり開放された状態となり、庫内の温度が上昇したことから、保管中のワクチン868箱（17,360頭分）1,928,132円（廃棄料含む。）が廃棄処分となった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、職員が冷蔵庫の扉を閉め忘れ、冷蔵庫の扉が長時間開放されたことにより生じた事案であります。</p> <p>このため、事案発生後、直ちに再発防止策として以下のとおり対応するとともに、職員に対して、所属長から注意、指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、冷蔵庫を開閉した際、必ず扉の閉鎖を確認し管理簿にその旨を記入</li> <li>・令和3年2月、扉が開いている場合に通知音が発生する装置を冷蔵庫に設置</li> </ul> <p>今後は、再発防止策を確実に履行し、適切な物品管理に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託における不適切な積算、設計変更事務及び契約変更事務（同種事案の発生）</p> <p>3 内 容 袋井土木事務所は、令和2年度に実施した工損調査業務委託（事前調査）において、必要のない調査が計上されており、当初積算が誤っていた。</p> <p>調査の中止について、書面による変更指示を行わず、契約変更手続においても、変更理由書に変更の過程や理由の記載がないものがあり、変更契約事務が適切でなかった。</p> <p>また、調査を中止した時点で変更契約をすべきであったが、業務委託完了直前に変更契約を行い、契約変更手続を行う時期が適切でなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、担当職員が工損調査業務の経験が少なく、基準書や仕様書の理解が不十分であったこと、総括監督員の用地担当職員に確認をしなかったこと、また、設計審査者である職員が業務の目的を熟知しておらず、業務に必要な項目の理解が不足していたこと、契約変更手続について職員の認識が不足していたことが原因です。</p> <p>本事案を事務所幹部会議で報告するとともに、設計変更前に書面による変更指示書を必ず作成するよう、各課長を通じて所内全職員へ周知徹底しました。</p> <p>再発防止策として、最初に総括監督員である用地担当職員を含む関係職員で工損調査業務の項目と数量を確認するとともに、設計段階においても、用地担当職員と設計審査担当職員の二重確認を徹底し、計上誤りを防止しています。</p> <p>また、契約後の変更については、その必要が生じた都度、総括監督員が当該設計の内容を確認した上で、設計変更内容と予定契約時期の両方を記した指示書面を作成することにより、適切な時期に変更契約することを徹底しています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津東高等学校	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員の社会保険に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 沼津東高等学校は、令和2年4月1日に任用した会計年度任用職員が、健康保険及び厚生年金保険の被保険者に該当するにもかかわらず、全国健康保険協会及び日本年金機構に必要な届出を行っていなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 事案発生の原因</p> <p>当該職員は、令和2年2月時点では令和元年度末に再任用職員を退職、その後の就職予定なしとして、公立学校共済組合への任意継続加入手続を行いました。同年3月に会計年度任用職員として採用が決定しましたが、共済組合の任意継続加入手続済みだったことから、同年4月任用の時に社会保険への加入手続を行いませんでした。社会保険の加入要件と、任意継続制度の双方について理解が不十分だったため、正しい手続ができませんでした。</p> <p>2 改善措置</p> <p>令和3年6月予備監査時に上記の誤りが判明、直ちに当該職員に対して状況の経緯と今後の対応について説明と謝罪を行い、了承を得ました。その後、令和2年4月に遡って社会保険への資格取得届と共済組合任意継続資格喪失届を提出し、本人負担分の社会保険料は7月7日納付、共済掛金は7月30日に還付されたことを確認しました。</p> <p>3 再発防止策</p> <p>学校が特定事業所であるため、会計年度任用職員は原則として社会保険に加入することを理解したうえで、対象の職員ごとに加入要件該当の有無について確認を徹底します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
交通基盤部の出先機関（機関名は非公表）	令和3年10月4日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 不適切な個人情報の取扱い</p> <p>3 内 容 交通基盤部の出先機関の職員が、管内の道路事業に関する65件の個人情報を含む一覧表を添付したメールを上司に無断で私用のメールアドレスに送信する際に、誤ったメールアドレスに送信したため、個人情報が流出した。</p> <p>流出した情報は、道路事業に係る路線名、箇所名、工事担当者名、事業費、工事費、工期、用地関連情報（氏名、企業名、土地の所在地）等であった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当該職員は週休日に業務を進めるため、上司の許可を得ずに自宅に一覧表をメール送信する際、メールアドレスを誤ったものです。職員は判明後直ちに上司を通じて本庁に報告しました。</p> <p>誤送信先アドレスに、謝罪とメール削除の依頼メールを発信しましたが、現在に至るまで返信はない状況です。一方で個人情報を流出させてしまった方々に対し、当所幹部職員が謝罪を行い、全員の御理解をいただきました。これと相前後して報道への資料提供を行いました。</p> <p>本件を契機とする交通基盤部長通知「個人情報の適正な管理について」の発出を受け、臨時課長会議にて所長から厳重な注意を行いました。また、①課メールボックスと個人メールボックスの適正な使い分け、②メールにより送信できる公文書の範囲の再認識、③送信先アドレスとその内容のダブルチェック、以上3点について、各課で再発防止策の具現化のためのルールを決めました。</p> <p>次に、「個人情報の管理」に特化した当所版コンプライアンス通信を第9号まで発行するとともに、コンプライアンス意見交換会では、前段で決めた各課のルールの検証と再確認を行いました。</p> <p>さらに、法務文書課主催の「情報公開・個人情報保護事務等研修会」に、当該職員を含め3名の職員が出席しました。</p> <p>このような取組を通じて、個人情報の適切な管理についての職員の意識を高め、同種事案が再発しないよう徹底します。</p>	